

古事類苑

帝王部二十

皇后下

皇太后、太皇太后、皇太夫人、女院、准母、准三宮、傳入

中宮皇后並立

〔職原抄上〕中宮職

中宮者、即皇后也、本朝並置二宮、太無其謂、

〔標注職原抄校本上本〕

中宮者即皇后也とは、此は中宮の字を、居所の稱とせずして、后位の事と

乏たるものなり、榮花月宴に、女御も后にたゞせ給て、中宮と申と云々、此外かくざまにいへる

詞いと多し、みな皇后と中宮とおなじきよしなり、されど上件に論るととく、令條にては、中宮

は皇后の宮の事なり、漢書の注に、師古曰、中宮、皇后宮也、これなり、然るを後に、ささき二人おは

しますより、一人を皇后といひ、今一人を別に稱すべき號なきまゝに、居所の名を用られたる

なり、

〔權記〕長保二年正月廿八日丙午、早旦參内、此日藏人頭正光朝臣奉勅詣女御、藤原御曹司傳之左

大臣、藤原立后宣命日可令擇申之由、先日内内、以此氣色可告大臣之由、蒙勅命、然而申、自院被傳

仰可有便宜之由上諾之、此事去冬之末、太后、冷泉崩給以來、度々催奏其旨、當時所坐藤氏、皇后東

三條院、圓融皇太后宮、圓融中宮、一條皆依出家、無勤氏祀職納之物、可充神事也、有其數、然而

入道之後、不勤其事、雖帶后位、雖有納物、如尸祿、素飡之臣、徒費私用、空資公物、論之朝政、未有何益、度

度依怪所司卜申神事違例之由、疑慮所至、恐在如此之漸歟、永祚中有四后、是漢哀亂代之例也、初立

之議、雖有謗毀、例致爰出、准據無難歟、況當時所在二后也、今加其一、令勤神事、有何事哉、我朝神國也、